

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年7月15日

【事業年度】 第66期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 石光商事株式会社

【英訳名】 S. I SHIMITSU & CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 石 脇 智 広

【本店の所在の場所】 神戸市灘区岩屋南町4番40号

【電話番号】 078-861-7791(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員管理部門長 山 根 清 文

【最寄りの連絡場所】 神戸市灘区岩屋南町4番40号

【電話番号】 078-861-7791(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員管理部門長 山 根 清 文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年6月30日に提出いたしました第66期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」、「独立監査人の監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

平成28年6月21日付 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月21日付 独立監査人の監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(中略)

<財務諸表監査>

(中略)

強調事項

(訂正前)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月22日開催の取締役会において、現行の確定給付企業年金制度について、平成28年9月1日より確定拠出年金制度へ移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

(後略)

(訂正後)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月22日開催の取締役会において、現行の確定給付企業年金制度について、平成28年9月1日より確定拠出年金制度へ移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

(後略)

独立監査人の監査報告書

(中略)

強調事項

(訂正前)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月22日開催の取締役会において、現行の確定給付企業年金制度について、平成28年9月1日より確定拠出年金制度へ移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

(後略)

(訂正後)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月22日開催の取締役会において、現行の確定給付企業年金制度について、平成28年9月1日より確定拠出年金制度へ移行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

(後略)